

事務連絡
平成23年8月30日

東京電力・東北電力から電力供給される

各 都 県
指定都市
中 核 市

民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について

東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

標記について、今夏、社会福祉施設等の大口需要家（契約電力500Kw以上）に対し、東京電力管内では7月1日～9月22日（平日）の9時～20時の間、東北電力管内では7月1日～9月9日（平日）の9時～20時の間に、昨年の同期間・時間帯における使用最大電力の値（1時間単位）の15%削減を目標に、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が課されているところです。

本日、政府の電力需給に関する検討会合において「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」（別添）が決定され、

- (1) 東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の全被災地域に対する、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限措置は、平成23年9月2日をもって終了
- (2) 東京電力管内に対する、同使用制限措置は、平成23年9月9日をもって終了

と、それぞれ予定されていた期間を前倒しして終了することとなりました。

ただし、同使用制限措置終了後も、15%の需要抑制を努力目標として、無理をしない範囲で節電を行っていただきますようお願いすることとなっております。

つきましては、これらの内容につきご了知いただきますとともに、貴管内の東京・東北電力管内の市区町村・社会福祉施設等に対する周知について、ご協力方お願ひいたします。

（参考）経産省HP「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限の緩和について」

URL : <http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>